

国見町監査委員告示第22号

令和6年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査（定期監査）、並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を、次のとおり公表します。

令和6年11月25日

国見町監査委員 佐藤 徳 正

国見町監査委員 宍戸 武 志



令和6年度定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（定期監査）「地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査」

行政監査「地方自治法第199条第2項の規定による監査」

3 監査の対象

令和6年度（令和6年4月1日～令和6年9月30日）

ただし、必要に応じて令和5年度以前も含む。

4 監査の着眼点

各所管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に適合し、適正かつ正確に行われているか、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼とした。

5 監査の実施内容

国見町監査基準に則り、各課等から提出された監査資料について、事務局職員による予備監査を実施し、監査委員監査当日は、監査対象課等の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行った。

6 監査の実施日程等

月日		時間	対象課等	立ち会った職員	場所
11月	13日 (水)	9:20～11:58	(共通事項)	—	庁舎3階 委員会室
		13:13～16:10	総務課	澁谷康弘課長、八島章秘書広報係長、豊野好洋庶務係長、木村恒夫財政係長	
	14日 (木)	9:02～10:02	会計課	阿部善徳会計管理者兼課長、後藤拓太出納係長	
		10:13～11:45	税務課	佐藤光男課長、渡邊和巳課税係長、村木貴紀収納係長	
		13:09～16:04	企画調整課	大勝宏二課長、蓬田祐子過疎対策係長、佐藤光総合政策係長、鈴木巧地域振興係長	

(つづく)

(つづき)

月日		時間	対象課等	立ち会った職員	場所
11月	15日 (金)	8:58～11:50	住民防災課	榑英則課長、鎌水竜一戸籍係長、村上正幸危機管理係長、野村康宏生活交通係長	庁舎3階 委員会室
		13:08～14:45	ほけん課	佐藤温史課長、佐藤和也保健係長、菊地沙織国保係長	
		14:55～16:28	福祉課	黒田典子課長、高橋由香里社会福祉係長、佐藤あゆみ長寿介護係長、横山裕子子育て支援係長	
	18日 (月)	9:00～11:28	産業振興課	佐藤智昭課長、吾妻健一農林振興係長、半澤一隆商工観光係長	
		11:29～11:58	農業委員会事務局	佐藤智宏局長、佐藤智昭農業委員会主幹併任	
		13:15～15:34	建設課	村上幸平課長、鈴木雅也建設係長、佐藤孝法管理係長	
	19日 (火)	9:00～11:56 13:10～16:15	教育総務課	大勝晴美課長、羽根洋一総務係長、五十嵐佐和子ども教育係長、清野真純くにみ幼稚園副園長	
			教育施設課	中條伸喜課長兼給食センター所長、徳江宏行施設管理係長	
	20日 (水)	13:15～15:47	上下水道課	宍戸浩寿課長、大竹由樹水道係長	
	21日 (木)	13:13～15:00 15:05～15:19 15:20～15:30	生涯学習課	小野笑子課長、加藤朋子生涯学習係長、石神義樹文化スポーツ係主査	
議会事務局			実沢隆之局長、石澤廣局長補佐併任		
監査委員事務局			実沢隆之局長、石澤廣局長補佐		

7 監査を実施した監査委員

佐藤徳正代表監査委員、宍戸武志監査委員

第2 監査の結果

1 概要

このたびの定期監査においては、全ての事務事業について精査できたわけではありませんが、監

査対象とした事務事業については初期の目的に沿った執行が進められており、また、予算及び関係法令、条例、規則等に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められます。しかしながら、一部に改善を要する事例が見受けられました。これらについては適切に対応されるよう望むものであります。

また、事務処理上、軽微な注意事項等については、監査時に所管課長等に口頭で注意、改善を促しているため記載を省略しているものであります。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられているので、改善策等を講じたときは通知願います。

2 共通事項

(1) 予算執行状況

予算執行状況については、概ね適正に処理をされています。

令和6年度一般会計歳出予算の上半期執行率は、去年同期と比較して約0.1ポイント減の34.3%でした。また歳入は、約3.4ポイント減の54.5%の収入率であります。

引き続き、歳入歳出とも年度内執行に向けて、事業を進めてください。

町税の収入率においては、去年同期と比較して約0.3ポイント増の56.5%であります。徴収計画に基づき、進捗状況の把握をお願いいたします。

(2) 出勤簿、勤務を要しない日の振替簿、時間外勤務命令簿、旅行命令簿

庶務事務の各種帳表については、概ね適正に処理をされています。

出勤簿につきましては、これまで紙ベースで管理していた出勤簿を令和5年4月1日よりシステム上での管理となっております。また、勤務を要しない日の振替、時間外勤務命令ならびに旅行命令についても令和6年4月1日よりシステム上での管理となっておりますが、従来より指摘している振替期限の記載誤り等注意すべき点について引き続き総務課から指導をお願いいたします。

時間外勤務時間については、上半期で昨年度より7.0%減少しています。また、月100時間を超えている延べ人数が、前年度の1人に対し今年度は0人でした。主に災害事務の減少および職員一人一人の超過勤務縮減努力の成果であると思われまます。

また、週休日・休日勤務の振替・代休の取得状況について確認したところ、上半期での取得割合は70.8%であり、前年比で約0.6%増となっております。また、100%の課はありませんでしたが、50%まで届かない課は昨年の1課に対し今年度は0でした。引き続き改善の努力をお願いいたします。

町民への質の高い行政サービス提供のためにも、職員の健康のためにも、時間外勤務の削減並びに振替等の取得に努めていただきたいと思います。

(3) 施設ごとの光熱水費

高圧10施設の電気料金については、昨年度より6.2%減となっております。節電の取り組みおよび照明のLED化によるものと思われまます。引き続き、節電等の対策をとられるようお願いいたします。

3 個別事項

(1) 総務課

ア 事務執行適正化第三者委員会外

最近、第三者委員会をはじめ、弁護士依頼案件が多く、また町民の関心が高いことから、その事案及び費用について確認したところ、次の通りです。

なお、高規格救急車関連については、委員・顧問依頼が2件、係争案件が2件の4件、その他係争案件が1件、委員依頼が1件、町顧問弁護士依頼が1件。全部で7件であります。

○事務執行適正化第三者委員会

目的：高規格救急車研究開発・リース事業が中止された問題の事業の適正性について調査するもの

委員：3名

委員長 鈴木靖裕氏 福島県弁護士会会長 令和5年6月20日就任
(国見町行政不服及び個人情報保護審査会委員長)

副委員長 垣見隆禎氏 福島大学教授 令和5年6月20日就任
令和5年9月26日辞任

委員 元井貴子氏 桜の聖母短期大学准教授 令和5年6月20日就任
令和5年9月21日辞任
(国見町行政不服及び個人情報保護審査会委員)

副委員長 藤野美都子氏 福島県立医科大学特任教授 令和5年12月4日就任

委員 中島克也氏 福島弁護士会会員 令和5年12月4日就任

成果：仕様書については、手続きの公正性・透明性を欠くものだった。

・報酬額について

令和5年12月7日まで

国見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）により

弁護士 日額 25,000円

大学教授等 日額 10,300円

令和5年12月8日より、弁護士のみ報酬が変更される

国見町特別職の職員である弁護士の報酬に関する規則（令和5年規則第54号）により

弁護士 日額 3時間以内の会議 30,000円、3時間を超える会議 50,000円

資料配付による事前の考察が必要な場合 20,000円

大学教授等 日額 10,300円（変更なし）

・会議回数（13回開催）

令和5年6月20日 第1回会議 ～ 令和5年7月24日 第2回会議 <2回>

令和5年9月に委員2名が辞任

令和5年12月4日に委員2名就任

令和5年12月8日に、弁護士のみ報酬が変更される

令和5年12月19日 第3回会議 ～ 令和6年9月11日 第13回会議 <11回>

3時間以内+事前考察で50,000円が8回、3時間超え+事前考察で70,000円が3回

令和6年9月13日 調査報告書を町長へ答申（鈴木委員長）

令和6年9月13日 公表・記者会見（鈴木委員長）

・第三者委員会に要した費用

委員報酬	令和5年度 612,400円	令和6年度 862,100円	計 1,474,500円
旅費	令和5年度 23,176円	令和6年度 30,118円	計 53,294円
報告書作成委託（鈴木靖裕委員長 令和6年7月5日契約）			379,500円
			総計 1,907,294円

・委員毎の内訳

委員長	鈴木靖裕氏	1,105,040円（第1回～第13回）
		（答申書手交及び記者会見 51,110円、報告書作成委託費 379,500円含む）
副委員長	垣見隆禎氏	22,640円（第1回、第2回）
委員	元井貴子氏	22,940円（第1回、第2回）
副委員長	藤野美都子氏	132,836円（第3回～第13回）
委員	中島克也氏	623,838円（第3回～第13回）
合計		1,907,294円

○行政文書部分公開決定処分取消請求事件

目的：救急車問題に関連する行政文書の部分公開決定処分を取り消す請求訴訟対応

弁護士 渡辺健寿氏 福島県弁護士会会員

契約日 令和6年7月4日

着手金 539,000円

報酬金 本件事件が町の目的を達して終了した場合、渡辺弁護士の弁護士報酬基準に基づいて協議のうえ決定する。

成果：第3回口頭弁論が終了し、審議継続中

○国見町職員懲戒処分について福島県人事委員会に申し立てている件

目的：国見町職員が救急車問題に関連する資料等を不適切に取得したとする町の懲戒処分について、福島県人事委員会に申し立てている。

弁護士 渡辺健寿氏 福島県弁護士会会員

契約日 令和6年7月11日

着手金 539,000円

報酬金 本件事件が町の目的を達して終了した場合、渡辺弁護士の弁護士報酬基準に基づいて協議のうえ決定する。

成果：審議継続中

○求償金請求事件（訴訟）

目的：交通事故による被害者の介護給付額の一部を加害者へ請求

弁護士 渡辺健寿氏 福島県弁護士会会員（福島県国保連合会顧問弁護士）

契約日 令和6年4月26日

着手金 259,600円

報酬金 事件終了後に、町と弁護士が協議して定める。

成果：審議継続中

○国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

目的：行政不服審査法、その他の法令等の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関

委員：5名

委員長 鈴木靖裕氏 福島県弁護士会会員（令和5年6月7日～令和7年6月6日）

本年度は、現在まで当審査会は開催されていない。

委員報酬については、委員会開催毎に、第三者委員会の弁護士報酬と同じ。

なお、関連する上記の行政文書部分公開決定処分取消請求事件については、鈴木委員長に参考意見を求めたとのこと。

○国見町顧問弁護士

目的；国見町顧問弁護士業務

弁護士 渡辺健寿氏 福島県弁護士会会員

契約日 令和6年4月1日

顧問期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

委託金額 330,000円

相談件数が少なくても、多くても委託金額は変わらないとのこと。

○国見町議会特別委員会（百条委員会）顧問弁護士

目的：高規格救急車研究開発・リース事業が中止された問題の事業の調査について
国見町議会が設置した特別委員会の顧問業務

弁護士 曾我陽一氏 藤田・曾我法律事務所（仙台市）

契約日 令和5年12月8日

委託金額 505,440円（算出の考え方は、第三者委員会と同じ）

顧問期間 令和5年12月8日～令和6年9月30日

成果：（特別委員会の結論）公平公正な入札であったとの評価判断をすることはできない。

費用の合計については、係争中3件の報酬を含まないで4,080,334円となります。
うち高規格救急車関連4件については、係争中2件の報酬を含まないで3,490,734円
であります。

イ 町情報公開制度

法令ならびに町の条例に基づき手続きが行われるものですが、県外在住者からの請求に対する処分について現在係争中であり、町が保有する行政情報の一層の公開を図り、もって町の行政活動について町民に説明する責務を全うし、町民の積極的な町政への参加の下、公正で民主的な町政の推進に努めてください。

ウ ふるさと納税事業

9月末時点で前年と比較して、寄付額が71,612千円、前年と比較して約43.5%の減となっておりますが、これは主に令和5年10月の制度改正により駆け込み需要があったためと思われます。これから、12月の需要拡大に向けPRなどに努めてください。

(2) 企画調整課

ア CI(コーポレート・アイデンティティ)事業

町としてのブランドイメージの定着と町の魅力発信のために行われ、選定委員による審査、コンペおよび町民による投票を経て最優秀賞が選ばれました。今後、ロゴデザインが決定されるということです。町のイメージアップに貢献するよう努めてください。

イ 歴史まちづくり事業

歴まち計画について、現在第2期計画策定に向けた作業を進めております。阿津賀志山防塁をはじめ、先人が築き上げてきた町内の文化・歴史を次世代に引き継ぐための啓発ならびに担い手の確保に努めてください。

ウ 国見ホイスコーレ事業

未来の国見町を担う人材育成、地域活性化や関係人口・交流人口の拡大、さらには移住定住へと結びつけるための事業として実施されております。地域おこし協力隊1名が任期終了後、国見町に定住し町の魅力発信に貢献するなど明るい兆しが見えており、このような動きが拡大することを期待しています。

(3) 税務課

ア 課税管理事務

申告等の電子化により効率化されており、制度改正による電子システム改修の経費が高額になっているところでもあります。システムについては現在地方自治体の基幹業務システムの統一標準化による経費の低減を期待するところでもあります。

イ 収納管理事務

町税等の収納において、金融機関等による取扱手数料の値上げの動きがあるとのことですが、令和7年1月に導入されるペイジー口座振替受付サービスにより口座振替利用者の拡大に努め、引き続き高い収納率の維持に努めてください。また、滞納者については債権管理本部等を活用し、情報の共有にも努めてください。

(4) 住民防災課

ア 戸籍事務

戸籍においても電子化が進み、広域交付が開始されるなど利便性が向上しております。今後法律改正に伴う戸籍の氏名の振り仮名表記が実施されるということです。

イ 地域公共交通支援事業

生活バス路線維持補助金は大きな財政負担となっており、その対策が課題となっております。タクシー利用補助事業は今年度の10月から本格実施しており、当面の間タクシー利用補助事業とまちなかタクシーを運行し、利用者の反応を注視していきたいとのことでもあります。

ウ 消防施設整備事業

消防施設の新設・更新や消防ポンプ車の定期的な更新を行うことにより、消防力の維持・向上を図るものであります。今年度は消防ポンプ車1台が納車されています。また、防火水槽2カ所については、これから設置を予定しているとのことでもあります。

(5) ほけん課

ア 予防接種事業

今年度も4月より滞りなく医療機関と連携し定期予防接種を開始しました。今年度より新たに開始した定期予防接種の新型コロナウイルス感染症ワクチン予防接種も、国の推奨期間である10月1日より開始することが出来たとのことであります。予防接種法と薬事法に基づき医療機関と連携しながら今後も実施してください。

イ 健康づくり推進・健康増進事業

運動教室の前期コース修了者のアンケート結果によると、全員が食生活や運動習慣などが改善したと回答しております。また、血圧や体組成(体脂肪率・筋肉量など)も全員が改善しているとのことであります。また、減塩対策においては、総合検診での減塩の普及啓発、健康フェスタでの減塩指導などこれまで取り組まなかった新たな視点での対策を実施したところであります。夏の総合検診の推定食塩摂取量から、改善傾向はみられていないが横ばいに抑えられているとのことであります。また、新規事業である健康フェスタは参加者・参加企業からは好評だったとのことで、この取り組みを通じて健康に関心を持つ町民が増えていくことを期待します。

ウ 検診事業

各種検診において全体的に40代から50代の若年層世代の受診率が他の世代と比べて伸び悩んでいるところであります。検診の予約をしやすい環境、検診を受けやすい環境を整えること、また検診の有益性を若年層世代への効果的な発信について検討が必要とのことであります。今後も、早期発見・早期治療など検診を受ける意義に対する理解を広めることに努めてください。

(6) 福祉課

ア 社会福祉事業

人々が安心して地域社会で生活できるように、主に民生児童委員、人権擁護委員、保護司、町社会福祉協議会など地域福祉にかかわる各種団体の事業推進および補助を行っているところであります。今後も、町民の安全安心のため、計画的な執行に努めてください。

イ 児童健全育成事業（子育て支援係所管分）

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、一人一人の子どもが健やかに成長できるように、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に「子ども・子育て支援事業計画」を策定・推進しており、令和6年度末で第2期子ども・子育て支援事業計画が終期を迎えるため、令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画を今年度中の策定を目指しております。今後も、計画に沿った施策の実施に努めてください。

ウ 老人福祉事業

在宅の高齢者に対し各種のサービスを提供することによって、高齢者の生きがいをづくりや心身機能の維持向上等を図り、健康で生き生きと日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的としています。高齢者配食サービス事業については、9月末時点で70名が利用しており、週2食から週5食を希望される方も多く、好評とのことであります。引き続き高齢者の生きがいをづくりと福祉の向上に努めてください。

(7) 産業振興課

ア 農業経営基盤強化促進事業

認定農業者・新規就農者の確保・育成を図るための支援策を講じています。現在、認定農業者

は86経営体、認定新規就農者は12経営体、令和6年度新規就農者が1経営体とのことであります。新規就農者の確保のため、地域おこし協力隊2名の農家への受け入れを行っております。今後も国・県の支援策を活用し、農業の担い手の確保に努めてください。

イ 有害鳥獣対策事業

農作物の被害については令和6年9月末現在で157万2千円となっており、昨年度より大幅に増えております。特にサルによる被害が顕著になっているとのことであります。サル対策が急務となっておりますので、専門家や関係団体等と連携しながら、農作物被害の減少に努めてください。

ウ 林業振興事業

平成25年度から継続的に行ってきた「ふくしま森林再生事業」について、令和5年度までに間伐及び更新伐、地拵え新植の整備面積が183.13haとなっております。令和7年度で終了となることから、令和7年度までは計画的に整備を行い、令和8年度以降については、どのように森林整備を行っていくか課題となっております。

エ 観光振興事業

道の駅国見あつかしの郷を核として国見町への誘客や交流人口を増やし、その効果を町全体へ波及させることを目的としております。令和7年度からの3年間実施されるふくしまDC(DESTINATION・キャンペーン)に向け、新たな観光ガイドブックの作成を進めているとのことです。これを契機に、少しでも多くの方に国見町を知ってもらい、来ていただけるよう期待しています。

(8) 農業委員会事務局

ア 農業委員会事業

農地法に基づく許認可の審査及び現地調査を行い、農地の無秩序な転用を防ぎ、優良農地の確保を図っているとのことであります。また、今年は10年後の農地利用計画を調整し、地域計画(目標地図)素案の策定を予定しております。引き続き事業の継続をお願いします。

(9) 建設課

ア 町道改良整備事業

幹線道路までのアクセス道整備、狭隘・未舗装町道の拡幅改良舗装整備を行うものであります。現在、道路改良工事は5件発注、3路線完了。舗装改良工事は1件を発注済(令和9年度までの継続事業)とのことであります。

イ 農業施設等維持管理事業

ため池、水路等の農業水利施設、農道の整備・維持管理、西根堰維持管理補助を行うものであり、現在、水路修繕工事8件、維持工事23件など前年度よりも件数が増えております。引き続き事業の継続をお願いします。

ウ 林道整備事業

林道の修繕、改良、改修などの維持管理、および計画的な整備に努め、利用者の事故防止と利便性の向上を目的としております。林道維持工事8件を発注済みとのことであります。安全の確保と利便性向上のため、引き続き事業の継続をお願いします。

エ 住宅管理事業

老朽公営住宅除却として、北古館住宅3戸を予定しています。町営住宅185世帯のうち高齢者世帯が92世帯(うち、独居世帯59世帯)となっており、住宅確保要配慮者、特に65歳以上の高齢者世帯(高齢独居世帯等)への入居時から退去時までの支援において、福祉との連携が多くなっております。

(10) 上下水道課

ア 【水道事業】生活基盤施設耐震化等交付金事業(補助事業)

重要給水施設耐震化事業については、災害等緊急時における給水拠点の確保のため、重要給水施設(病院、学校、集会所等)への配水管について耐震化を図り、水道基盤の強化を図るものであります。広域化促進整備事業については、簡易水道を統合し、広域的な水道事業として安全で安定した水道水の供給をするべき施設整備を行うものであります。今年、予定している工事は4件であり、すべて発注済みであります。今後も、計画的な耐震化や管渠の更新に努めてください。

イ 【下水道事業】社会資本整備総合交付金事業

平成28年度に作成した国見町下水道ストックマネジメント計画に基づき、平成30年度から管渠・マンホールの調査点検を行い、必要に応じて補修等を行うものであります。マンホールの点検222箇所を終了しているとのことでありますので、今後は、計画的な維持補修を実施し、延命化を図ってください。

(11) 会計課

ア 会計管理事務

公金の出納や保管並びに記録管理であり、法令等を遵守し、適正な歳入歳出事務を遂行することで、公金管理の透明性を高め、対象者からの信頼を得ることを目的としています。指定金融機関から公金振込手数料改定の要望が出ているところではありますが、これまで同様適正な出納業務を遂行してください。

(12) 議会事務局・監査委員事務局

ア 議会事務局事務

議会が町のチェック機関としての役割を果たすため、議会本会議、各常任委員会運営のサポートをはじめ議会運営全般の庶務を担っています。議会活動を町民に知らしめることにより、町民参加型の町づくりの進展につなげるきっかけとしたいとのことであります。また、通年議会の導入を進めているところであります。

イ 監査委員事務局事務

監査委員による監査・検査・審査の準備と意見書を集約し、地方自治法、公営企業法の規定に基づき、委員の事務を円滑に補助するもので、公平・公正な監査業務を通じて、町の健全な財政運営に貢献したいとするものです。

(13) 教育総務課・教育施設課

ア 小・中学校教育振興事業

教育現場においてもタブレット端末を利用した授業、プログラミングロボットの導入などI

C T機材等を活用した効率的な学習を推進するため、授業支援や教材作成、機器等の操作能力や指導方法の向上、校務事務におけるサポートとともに、様々な問題発生時の迅速な対応や機器やソフトの更新等を支援するため、I C T支援員を配置しているとのことです。今後も、I C T環境の充実に努めてください。

イ 小・中学校管理事業

小・中学校管理事業については、校舎等の維持管理、スクールバスの運行、S S W、S C、学校医、英語非常勤講師等の配置、校務用パソコン更新が含まれます。今年の事業として、小学校体育館の空調設備設計業務、中学校ではF F式石油ストーブ修繕工事等を実施しています。今後も、安心して効果的な学習活動ができる環境の提供に取り組んでください。

ウ 学力向上対策事業

学力向上、運動能力向上、体力向上、I C T教育の充実、英語教育の充実、不登校児童・生徒のサポート等が対象となります。学力テスト、体力テストの結果を分析し、授業の改善・充実を図る、I C Tを活用した授業の充実・強化を図る、英語への関心、学習意欲の維持向上及びコミュニケーション能力の伸長、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図ることを目的としています。引き続き、学校と連携しながら課題解決に取り組んでください。

エ 幼稚園運営事業

くにみ幼稚園では3歳児から5歳児までの幼児に対して、就学前教育や様々な体験を重ねることで、生きる力の基礎や小学校教育のための基礎を身に着けることを目的にしております。現在100名の園児がおりますが、幼稚園における子育て支援を充実させることで、子どもたちの健やかな成長と国見町で子育てしたいと思う保護者を増やすことにつながることを期待されているとのことであります。

オ 学校給食事業

安全・安心な学校給食の提供を目的とし、現在、一日に592食の給食を提供しているところであります。学校給食における児童生徒の健康増進、体位の向上と望ましい食習慣の形成を目指しているところであります。また、センター稼働開始から24年が経過していることから、施設全体で計画的な設備の更新が課題となっているとのことであります。引き続き、安心・安全な給食の提供に心がけてください。

カ くにももたん広場運営事業

森江野町民センター体育館内に大型遊具を設置した屋内遊び場を直営により運営しているものであります。上半期での来場者数が12,075人で、前年同期と比較し3,340人の増となっております。子育ての場、地域のコミュニケーションの場、さらには交流人口の増加につながっているとのことであります。開設より10年が経過し、欠損が見られる大型遊具の更新が課題になっているとのことであります。

キ 幼稚園預かり保育事業(くにみ幼稚園)

くにみ幼稚園児の保護者が、就労等により家庭で保育できない園児を対象に、幼稚園の降園後に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図っているとのことであります。現在100人中82名の幼稚園児が利用しております。今後も幼稚園と連携しながら、園児や保護者が安心して利用できる預かり保育に努めてください。

(14) 生涯学習課

ア 公営塾運営事業(放課後塾ハル)

令和6年度の運営は、地域おこし協力隊3名の採用を予定していましたが、予定数の確保が出来ず、2名の採用となりました。しかし、うち1名は仕様書に明記の地域おこし協力隊制度の特別交付税措置対象の隊員となる地域要件を満たしておらず、町としては、地域おこし協力隊として受け入れることが出来ませんでした。受託会社の申し出により、今年度は地域おこし協力隊1名、受託会社社員1名の体制で運営しているとのことです。地域おこし協力隊の追加採用を継続して行っておりますが、現時点では採用に至っていないとのことです。

受託会社の社員は、地域要件を満たしていないということで受け入れられなかった方が受託会社の社員として派遣されているとのことです。

事業運営の2名のうち1名には、地域おこし協力隊として町から報酬、活動費が支払われておりますが、もう1名については受託会社からの無償派遣ということで、町からの支払いはありません。

つまり、この事業は、受託会社の負担(職員の無償提供)の上に成り立っていることになり、町の公的な事業としては不適切と判断します。町におきましては、適切な対応をお願いするところであります。

イ 図書館事業

令和2年に国見町図書館として発足してから4年目であり、令和5年度の貸出人数は4006人とのことです。また、子ども移動図書館において、国見小学校で毎月1・2・3・4～6年生に分け貸し出しを実施しています。引き続き適正な運営と適切な蔵書管理に努めてください。

ウ 観月台文化センター維持管理事業

令和5年度の観月台文化センター利用者は33,147人であります。令和4年度は41,460人でしたが、新型コロナワクチン接種のための来場者がいたためとのことであり、実質的には横ばいとのことです。また、観月台体育館撤去の影響はほとんどないとのことであります。大規模な改修工事については遅れが生じているところではありますが、安全に配慮し、計画的な執行に努めてください。

エ 芸術文化事業

全ての町民に文化芸術に触れる機会を提供することを目的としています。ホール芸術鑑賞事業については、令和5年度は3件でしたが、今年度は開館30周年、町制70周年の記念事業として仙台フィルハーモニー管弦楽団を含む5件を予定しているとのことであります。引き続き、適切な事業運営に努めてください。